

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	環境施設課
委 託 業 務 名	大津市保有地（和邇高城地先）の売却に係る公募型プロポーザル実施要領等作成業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	大津市保有地（和邇高城地先）の売却に係る公募型プロポーザル実施要領等の作成
契 約 期 間	令和 5 年 1 2 月 2 7 日から 令和 6 年 1 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 1 2 月 2 6 日
契 約 金 額	5 5 0 , 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府中央区北浜 2 丁目 1 番 5 号 平和不動産北浜ビル 4 階 〔名 称〕 あさひパートナーズ法律事務所 弁護士 阪口 徳雄
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	あさひパートナーズ法律事務所は、本市と顧問契約を締結しており、本市における様々な業務における法律相談や訴訟を委任している法律事務所である。当業務により売却する土地は、市街化調整区域の無道路地で利活用方法が限定される状況において、提案可能な事業に制限を設けること、優先交渉権者を選定後、一定期間を設けて適切な事業者であるかを見極めること、また、売却後も節目を設けて実施調査等を行い、必要に応じて違約金を求めるなど、特殊な公募型プロポーザルであり、その実施要領等の作成には、極めて高い法律の知見が必要である。 このことから、本市と顧問契約を締結し、これまでの法律相談により当業務に精通している相手方と今般業務を委託することは、当該契約の目的に合致することからこれに基づき依頼するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。